

第11章 遺失物の回送

第1節 削除

第317条 削除

第318条 削除

第319条 削除

第320条 削除

第321条 削除

第322条 削除

第323条 削除

第324条 削除

第2節 遺失物の回送

第325条 削除

(遺失物回送の特例)

第326条 遺失物が、かさ・つえ・帽子・ハンドバッグその他これに類する身の回り品であつて、重量が5 kg以内で、かつ、社が運輸上支障がない

と認めたときは、1回に限り、遺失者の請求により、その指定する駅まで無賃で回送の取扱いをする。ただし、社は、その物品の滅失・破損等の損害が発生した場合でも、故意または重大な過失があるときを除いて、賠償の責任を負わない。

(物品の無賃運送を図った場合の処置)

第327条 旅客または公衆が、その携帯品を遺失物のように装って、物品の無賃運送を図った場合は、その物品の運送区間について、第312条の規定を準用する。